

一般社団法人神奈川県精神科病院協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県精神科病院協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本協会は、総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、精神科病院その他精神疾患を有する者に対する医療施設の向上を図るとともに精神保健福祉に関する調査研究及びその思想の普及啓発に関する事業を行い、社会福祉の増進及び精神医学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神科病院その他精神疾患を有する者に対する施設の管理及び運営の改善に関する事項
- (2) 精神疾患を有する者に対する指導的医療施設並びに相談施設に関する事項
- (3) 精神科病院その他精神疾患を有する者に対する医療施設に関する者的人材育成及び教育研修に関する事項
- (4) 精神疾患を有する者のリハビリテーション等に関する事項
- (5) 精神疾患を有する者に関する施設間の相互扶助に関する事項
- (6) 第5条に定める会員の病院職員の教育指導待遇改善及び表彰に関する事項
- (7) 精神疾患を有する者及び施設に対する制度法規の調査研究及び施設の規格に関する事項
- (8) 精神保健福祉思想の普及啓発に関する事項
- (9) 精神科病院及び関連事業の調査研究並びに助成及び表彰に関する事項
- (10) 精神保健福祉関係の雑誌、会報その他の刊行に関する事項
- (11) 精神保健福祉に関する官公庁、国会、その他関係団体との連絡協議、陳情、建議、請願等に関する事項
- (12) 精神科病院及び関連事業についての国際的活動に関する事項
- (13) 精神疾患を有する者に対する施設の需要資材の調査研究に関する事項
- (14) 精神科救急医療に関する事業
- (15) 会員相互の親睦及び福利厚生に関する事項
- (16) 第5条に定める会員以外で本協会に寄与したものに対する慶弔に関する事項
- (17) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 神奈川県内の精神科病床(神経科病床を有する病院を含む。)を有する法人又は個人立の病院(次号に掲げる病院を除く。)を代表する者で、本協会の事業に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 神奈川県内の精神科病床(神経科病床を有する病院を含む。)を有する独立行政法人国立病院機構及び医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院を代表する者で、本協会の事業に賛同して入会した者
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において名誉会員として推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったとき(名誉会員にあっては、第2号に該当するとき)は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までに、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(4) 当該会員が代表する者となっている病院が解散したとき。

2 前2条の場合のほか、名誉会員は、当該会員が死亡したときは、その資格を喪失する。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の定める選任順位に従い、副会長が総会を招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、正会員に対して総会の日の1週間前までに、総会の日時、場所、総会の目的である事項があるときは、当該事項を記載して通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権行使することとするとときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決及び代理行使)

第18条 総会に出席することができない正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに本協会に提出することにより書面による議決権を行使し、又は、当該正会員又は代理権を委任された他の正会員が代理権を証明する書面を本協会に提出することにより代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上15名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(顧問)

第27条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、2年とする。ただし、重ねて委嘱することができる。

4 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(名誉会長)

第28条 本協会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長の諮問に応じ、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の定める選任順位に従い、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 本協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、総会において別に定めるところにより、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備

え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剩余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第11章 雜則

(委任)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、竹内知夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日

を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。